

損害賠償専決処分について

令和6年4月23日午前9時45分ごろ、市内馬堀町4丁目10番1号馬堀小学校の敷地内において、教育委員会事務局教育総務部の職員が草刈作業中、草刈機が小石を跳ね、駐車中の普通自動車の一部を破損させた事故について、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成18年横須賀市条例第58号）の規定により、市長は専決処分を行い、下記のとおり示談し、損害賠償を行ったので報告します。

なお、地方自治法第180条第2項の規定により次回市議会定例会に報告することを併せて報告します。

記

相手方	内 容
市内男性	普通自動車の一部を破損させたことについて、損害賠償として、119,625円を支払った。